

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和4年3月16日

社会福祉協法人 伊賀市社会福祉協議会 行動計画

すべての職員が仕事と家庭の両立を図り、女性の活躍推進のため働きやすい環境を整備し、すべての職員が能力を十分に発揮できるようにすると共に、職員やその子ども、高齢者等の世代間を通じて新たな地域住民の支え合いの創造を目指し、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内 容

●雇用環境の整備に関する事項

(1) 子育て・介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：職場における育児休業及び介護休業に関する意識を高め、育児・介護を行う職員に対し、理解と協力が得られる体制を整備する

〈対策〉令和4年4月～

- ・職場内での業務に対する配慮と相互支援について、意識の強化を図る

目標2：育児休業・介護休業の利用促進を進める

〈対策〉令和4年4月～

- ・制度を適正に活用できるよう周知と利用の促進を行う
- ・男性職員が育児休業制度を取得しやすい環境づくりを行う

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件に整備

目標3：所定外労働時間の20%以上削減のための措置の実施

〈対策〉令和4年4月～

- ・所定外労働の原因分析と現状の把握を行う
- ・業務の簡素化・効率化を図る
- ・ノー残業デーの実施・徹底

目標４：年次有給休暇取得率を全体で１５％向上させる

〈対策〉令和４年４月～

- ・ 計画的に取得できるように３ヶ月ごとに取得状況を把握する
- ・ 各課、事業所において働き方の見直しを検討する

●その他の次世代育成支援対策に関する事項

目標５：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れ、適正な募集・採用機会の確保、その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

〈対策〉令和４年４月～

- ・ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供ができる体制づくり
- ・ 適正な人材募集、採用ができるよう体制整備を行う

●その他

女性の活躍に関する情報公表